

総合評価方式（建設工事）の社会貢献度の評価における
「県内企業による施工」の評価基準及び内容の改正について
【令和4年10月より適用】

令和4年9月1日

1 社会貢献度における評価項目「県内企業による施工」の改正

県内企業による施工にかかる評価基準及び内容について、現在、建設業法上の建設工事の全て（又は一部）を県内企業により施工する場合に評価していますが、県外企業による一次下請負金額及び二次下請負金額の合計の割合に応じて評価する内容に改正します。

(1) 評価基準及び配点

現 行	評価基準	配点
	全て県内企業による施工	5
	一部県内企業による施工	3
	上記以外	0



改 正	①・工事の全てが県内企業で施工可能な場合	
	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の一部（10%未満）が県内企業では施工できない場合 ・工事の一部（10%未満）が県内の特殊技術を持つ企業のみ施工可能な場合 	
	評価基準	配点
	県内企業による施工の割合 90%以上	5
	県内企業による施工の割合 70%以上	3
	上記以外	0
	②・工事の一部（30%未満）が県内企業では施工できない場合	
	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の一部（30%未満）が県内の特殊技術を持つ企業のみ施工可能な場合 	
	評価基準	配点
	県内企業による施工の割合 70%以上	5
県内企業による施工の割合 50%以上	3	
上記以外	0	
③・工事の一部(30%以上)が県内企業では施工できない場合		
<ul style="list-style-type: none"> ・工事の一部(30%以上)が県内の特殊技術を持つ企業のみ施工可能な場合 		
項目設定しない。		

(2) 評価内容

現 行	<p>当該工事のうち、建設業法上の建設工事（〇〇工を除く）の全て（又は一部）を県内企業により施工する場合に評価します。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 県内企業とは、三重県内に「本店及び建設業法上の主たる営業所」を有する企業を指します。・ 直営施工、一次下請負及び二次下請負等の再下請負による施工の全てを評価の対象とします。 <p>※当該工事を契約後、「建設工事請負契約書の特約事項」に基づき履行を確認します。</p>
--------	--



改 正	<p>当該工事のうち、建設業法上の建設工事の県内企業による施工の割合により評価します。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 県内企業とは、三重県内に「本店及び建設業法上の主たる営業所」を有する企業を指します。・ 元請直営施工、一次下請負及び二次下請負による施工を評価の対象とします。 <p>県内企業による施工の割合 = $\frac{[\text{契約金額(最終)} - \{\text{県外一次下請金額(最終)} + \text{県外二次下請金額(最終)}]}{\text{契約金額(最終)}}$</p> <p>なお、元請が県外企業の場合は次の式とします。</p> <p>県内企業による施工の割合 = $\frac{[\text{一次下請契約金額(最終)} - \{\text{県外一次下請金額(最終)} + \text{県外二次下請金額(最終)}]}{\text{一次下請契約金額(最終)}}$</p> <p>※当該工事を契約後、「建設工事請負契約書の特約事項」に基づき履行を確認します。</p>
--------	---

2 適用日

令和4年10月1日以降に公告を行う案件から適用します。

【問合せ先】

四日市港管理組合 経営企画部総務課
経営企画部建設課

TEL：059-366-7009

TEL：059-366-7029